

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

維持管理・運営業務委託契約書（案）

令和7年9月

広島市

維持管理・運營業務委託契約書（案）

- 1 事業名 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
- 2 履行場所 広島市西区扇一丁目
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 委託契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）
- （1）固定費に係る維持管理・運營業務費
金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）
- （2）変動費に係る維持管理・運營業務費
金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の運營業務共同企業体協定書により維持管理・運營業務委託契約書記載の業務を共同連帯して履行する。受注者がSPCを設立している場合には、当該SPCが維持管理・運營業務委託契約書記載の業務を履行する。

維持管理・運營業務委託契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

代表者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

前 文

本事業に関し、発注者と受注者である維持管理・運営事業者（以下「維持管理・運営事業者」という。）その他の当事者の間で、2026年（令和8年）〇月〇日付けで契約を行った基本契約書（以下「基本契約」という。）に従い、発注者と維持管理・運営事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付契約条項によって、公平な維持管理・運営業務委託契約（以下「本維持管理・運営業務委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本維持管理・運営業務委託契約は、基本契約に基づき締結される、発注者と工事請負事業者との間の工事請負契約及び発注者と維持管理・運営事業者との間の下水汚泥再資源物売買契約により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

契 約 条 項

(総 則)

第1条 発注者及び維持管理・運営事業者は、発注者が本事業の入札において2025年(令和7年)9月19日付けで公表した広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業入札説明書及び要求水準書(これらに係る質問に対する回答書を含む。)(以下「入札説明書等」という。))に従い、日本国の法令を遵守し、本維持管理・運営業務委託契約(この契約並びに要求水準書及び技術提案書(本事業の入札手続において入札説明書に基づき作成し期限内に提出された書類・図書並びに事業契約の締結及び履行において維持管理・運営事業者その他構成員からなされた提案の一切をいう。以下同じ。))を内容とする維持管理・運営業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。なお、基本契約、本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書、技術提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書の内容が要求水準書に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 本維持管理・運営業務委託契約における用語は次に規定する意味を有する。ただし、本維持管理・運営業務委託契約において定義されていない用語については、別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き、入札説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

(1) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理・運営対象施設の維持管理・運営に係る各業務をいう。

(2) 「維持管理・運営対象施設」とは、要求水準書5-1-1項に示す維持管理・運営業務に係る対象施設をいう。

3 維持管理・運営事業者は、2032年(令和14年)4月1日(以下「維持管理・運営業務開始予定日」という。))から表記の履行期間終了日までの期間(以下「維持管理・運営業務期間」という。)、維持管理・運営対象施設の維持管理・運営業務を遂行し、発注者は、維持管理・運営業務の遂行の対価として、維持管理・運営事業者に維持管理・運営業務費(発注者が維持管理・運営事業者に対して支払う維持管理・運営業務の遂行に関する対価のことをいう。以下同じ。)を支払うものとする。なお、本維持管理・運営業務委託契約を締結した日から2032年(令和14年)3月31日までは、引継期間とし、当該引継期間の間は、維持管理・運営業務費の支払は発生しないものとする。

4 本維持管理・運営業務委託契約に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。

5 本維持管理・運営業務委託契約の履行に関して発注者と維持管理・運営事業者との間で用いる言語は日本語とする。

6 本維持管理・運営業務委託契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 本維持管理・運営業務委託契約の履行に関して発注者と維持管理・運営事業者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。

8 本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書及び技術提案書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

9 本維持管理・運営業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 本維持管理・運営業務委託契約に係る訴訟については、広島地方裁判所をもって合意によ

る専属的管轄裁判所とする。

1 1 維持管理・運営事業者が運営業務共同企業体を結成又はS P Cを設立している場合には、発注者は、本維持管理・運営業務委託契約に基づく全ての行為を当該運営業務共同企業体の代表者又は当該S P Cに対して行うものとし、発注者が当該運営業務共同企業体の代表者又は当該S P Cに対して行った本維持管理・運営業務委託契約に基づく全ての行為は、当該運営業務共同企業体の全ての構成員又は当該S P Cに対して行ったものとみなし、また維持管理・運営事業者は、発注者に対して行う維持管理・運営業務委託契約に基づく全ての行為について当該運営業務共同企業体の代表者又は当該S P Cを通じて行わなければならない。

(維持管理・運営業務の公共性の認識等)

第2条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務を行うに当たっては、維持管理・運営業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、維持管理・運営業務を行わなければならない。

(経費等の負担)

第3条 維持管理・運営業務を行うために必要な経費等は、すべて維持管理・運営事業者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

(権利義務の譲渡制限等)

第4条 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。この場合において、発注者は、当該譲渡又は承継の相手方が本契約を適切に履行できる体制を有し、かつ発注者が合理的に承諾できる後継企業であると認めるときに限り、承諾を与えることができる。

2 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、維持管理・運営業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

3 維持管理・運営事業者は、前項の規定にのっとり、維持管理・運営業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（維持管理・運営業務の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該一部の維持管理・運営業務に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあつては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、発注者の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止

措置要綱」という。)第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条(広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領(平成16年12月1日施行)第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

- (3) 暴力団(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(昭和62年11月1日施行)第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等(同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団等経営支配法人等(同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)である者
- 4 維持管理・運営事業者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約(業務を履行するために、維持管理・運営事業者が行う資材、原材料等の売買その他の契約(下請契約等を除く。))をいう。以下同じ。)において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 維持管理・運営事業者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人(下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。)を定め、又は維持管理・運営事業者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

(法令の遵守)

第5条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

(業務履行計画書)

- 第6条 維持管理・運営事業者は、要求水準書に定めるとおり、発注者と十分に協議を行った上で、維持管理・運営事業計画書(以下「業務計画書」という。)、年度別業務履行計画書及び月別業務履行計画書(以下業務計画書、年度別業務履行計画書、月別業務履行計画書を個別に又は総称して「実施計画書」という。)を作成しなければならない。
- 2 実施計画書については、次に掲げる期限までに完成させ、監督員(第8条に定める。以下同じ。)に提出しなければならない。
 - (1) 業務計画書については、維持管理・運営業務開始予定日の3か月前までとする。
 - (2) 年度別業務履行計画書については、計画対象年度の維持管理・運営業務開始予定日の10開庁日前までとする。ただし、2032年度(令和14年度)分及び2035年度(令和17年度)分については、維持管理・運営業務開始予定日の30日前までとする。
 - (3) 月別業務履行計画書については、計画対象月の前月の末日の10開庁日前までとする。ただし、2032年度(令和14年度)4月分及び2035年度(令和17年度)4月分については、維持管理・運営業務開始予定日の30日前までとする。
 - 3 前項に示す実施計画書については、いずれも計画対象期間の開始までに監督員の承諾を得なければならない。

- 4 維持管理・運営事業者は、実施計画書について、維持管理・運営対象施設の具体的な状況や、維持管理・運営業務の実施状況等を勘案した上で、随時見直しを行い、常に最新・最適のものとするべく改訂するものとし、発注者の承諾を得た実施計画書を変更しようとする場合には、予め、変更内容について発注者と協議するとともに、監督員の承諾を得なければならない。ただし、実施計画書に関する軽微な変更については、当該変更が生じた年度又は月の翌年度又は翌月の年度別業務履行計画書、又は月別業務履行計画書に記載し、当該実施計画書の内容の承諾を得ることで足りる。
- 5 前各項の定めるところに従って作成される実施計画書の内容は、要求水準書に定めるとおりとする。
- 6 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務に従事する者全員が理解し対応できるよう、実施計画書を用いた教育訓練を実施しなければならない。
- 7 発注者は、監督員による実施計画書の承諾又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、維持管理・運営業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(業務履行報告書)

第7条 維持管理・運営事業者は、要求水準書に定めるとおり、実施計画書の履行状況に関し、日報を作成して日々記録した上で、次の各号所定の月別業務履行報告書、年度別業務履行報告書及びその他の書類（以下日報、月別業務履行報告書、年度別業務履行報告書及びその他の書類を個別に又は総称して「業務履行報告書」という。）を作成し、次の各号所定の提出期限までに、監督員に提出することにより、維持管理・運営業務の報告を発注者に対して行うものとする。

- (1) 日報：毎日
- (2) 月別業務履行報告書：翌月の5開庁日以内
- (3) 年度別業務履行報告書：翌年度の5開庁日以内
- (4) その他の書類：発注者の求めるところに従って随時に

- 2 前項の定めるところに従って発注者に提出される業務履行報告書の記載内容は、要求水準書に定める内容の他は、監督員と協議の上で決定するものとする。
- 3 維持管理・運営事業者は、前2項に定める報告書のほか、要求水準書及び各種マニュアルに従い、設備の運転、点検保守等の記録として、点検記録及び整備・補修・事故記録等を作成し、印刷物及び電子データとして本維持管理・運営業務委託契約期間終了後1年を経過するまで保管するものとする。
- 4 維持管理・運営事業者は、監督員の求めがあるときは、前3項に定める各書類を含むその他の書類（未提出のものを含む。）を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。
- 5 監督員は、業務履行報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合、その他必要と判断した場合において、維持管理・運営事業者に説明、追加の資料の提出、そのほか改善措置を求めることができる。

(監督員)

第8条 発注者は、本維持管理・運営業務委託契約の締結後、維持管理・運営業務の履行状況を確認及び監視するため、監督員を選任し、その職名及び名前を書面にて維持管理・運営事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本維持管理・運營業務委託契約の履行についての維持管理・運営事業者又は維持管理・運営事業者の総括責任者との協議
- (2) 本維持管理・運營業務委託契約の履行状況の現場調査等による確認及び改善指示
- (3) 実施計画書及び業務履行報告書に関する確認及び改善指示
- (4) 要求水準書に基づく維持管理・運営対象施設の立入り検査
- (5) 本維持管理・運營業務委託契約の履行状況の評価及び改善指示

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本維持管理・運營業務委託契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、維持管理・運営事業者へ通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運營業務委託契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(従業員)

第9条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運營業務の履行に必要な数の従業員を維持管理・運營業務に従事させなければならない。

2 発注者は、維持管理・運営事業者の従業員で維持管理・運營業務の処理及び管理につき著しく不適当であると認められるものがあるときは、維持管理・運営事業者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。この場合において、維持管理・運営事業者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(総括責任者)

第10条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運營業務の執行に当たり、維持管理・運營業務を統括する代表企業から選任された総括責任者を配置するものとし、かかる職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 維持管理・運営事業者の従業員の指導及び監督
- (2) 要求水準書及び技術提案書に定めのない維持管理・運營業務の履行に関し、当該業務の目的達成に必要な範囲における業務上の承諾
- (3) その他本維持管理・運營業務委託契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、維持管理・運營業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は維持管理・運営事業者又は維持管理・運営事業者の選任した総括責任者に対して行うものとする。

(維持管理・運營業務の範囲)

第11条 維持管理・運營業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とし、その詳細は要求水準書及び技術提案書に定めるとおりとする。

- (1) 維持管理・運営対象施設の維持管理・運營業務
ア 運転操作及び監視業務

- イ 保守点検業務
 - ウ 修繕業務
 - エ 保全管理業務
 - オ 計量・分析業務
 - カ 危機管理業務
 - キ 臨機の措置
 - ク 環境整備業務
 - ケ 廃棄物管理業務
 - コ 物品その他の調達及び管理業務
 - サ 上記アからコの各種管理業務等
- (2) 下水汚泥再資源化物の利活用に係る運營業務
 - (3) 下水汚泥再資源化物の肥料利用拡大推進に係る業務
 - ア 菌体りん酸肥料の登録及び更新に係る業務
 - イ 発注者の行う肥料利用拡大推進に向けた取り組みへの協力
 - (4) 下水汚泥燃料化事業者（延長）との業務調整
 - (5) 維持管理包括委託業務受注者（第7期以降）との業務調整
 - (6) その他上記業務を実施する上で必要となる業務
 - (7) 下水汚泥再資源化物の買い取り
- 2 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営対象施設の機能を維持するため、又は維持管理・運営対象施設を円滑に運転し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。

(維持管理・運營業務範囲の変更)

第12条 発注者は、必要と認める場合は、維持管理・運営事業者に対する通知をもって前条で定めた維持管理・運營業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 維持管理・運営事業者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 維持管理・運營業務範囲の変更及びそれに伴う維持管理・運營業務費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(契約の変更)

第13条 維持管理・運營業務に関し、維持管理・運營業務の前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、発注者と維持管理・運営事業者の協議の上、本維持管理・運營業務委託契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

2 前項の規定による協議が協議開始の日より60日以内に整わない場合には、発注者が定め、維持管理・運営事業者に通知する。

(維持管理・運營業務の業務遂行)

第14条 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運營業務委託契約に基づき、要求水準書及び技術提案書の定めるところに従い、維持管理・運営対象施設の維持管理・運營業務を行うものとする。

2 維持管理・運営事業者は、維持管理・運營業務の遂行に当たり、要求水準書及び技術提案書、並びに下水道法（昭和33年法律第79号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃

棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。

3 工事請負契約に基づく下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の引渡しが生じた後、完了するまでの間、維持管理・運営事業者は、要求水準書及び技術提案書の定めるところに従って維持管理・運営対象施設の試運転及び性能試験を実施するほか、工事請負事業者の施工業務が円滑に行われるように協力しなければならない。

（許認可等）

第15条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務その他維持管理・運営事業者が本維持管理・運営業務委託契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得するものとする。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

2 維持管理・運営事業者は、発注者による許認可及びその他の申請について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

（物品その他の調達）

第16条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営対象施設について、維持管理・運営対象施設に関する維持管理・運営業務を2032年（令和14年）4月1日から2055年（令和37年）3月31日まで遂行するために必要な物品その他の調達及び役務を自らの責任と費用において調達及び管理しなければならない。

2 維持管理・運営事業者が調達した予備品及び消耗品の所有権は、発注者に帰属するものとする。ただし、維持管理・運営事業者が新規に調達した予備品及び消耗品の帰属については、在庫時点では維持管理・運営事業者に、使用した時点で発注者に帰属するものとする。

3 維持管理・運営事業者は、予備品及び消耗品の在庫を管理し、必要と判断した場合は自らの責任と費用において調達するとともに、発注者の要求があった場合は、在庫量を報告しなければならない。

4 維持管理・運営対象施設に関する維持管理・運営業務を遂行するために必要な雑用水、温水、上水の供給停止に起因して生じる維持管理・運営業務の増加費用については、発注者が負担するものとする。ただし、かかる維持管理・運営業務の増加費用が合理的な原因によるものであることを維持管理・運営事業者が立証しなければならない。

5 処理水又は雑用水の使用可能な上限値若しくは性質が大幅に変動したことに起因して生じる維持管理・運営業務の増加費用については、発注者が負担するものとする。

6 第4項とは別に維持管理・運営業務を遂行するために必要な電気（単独受電分）及び薬品等の供給停止に起因して生じる維持管理・運営業務の増加費用は、維持管理・運営事業者が負担するものとする。

7 維持管理・運営業務終了後の物品その他の取り扱いについては、発注者の指示に従い、適切に処分を行うものとする。

（下水汚泥再資源化物の製造）

第17条 維持管理・運営事業者は、発注者から脱水汚泥を受け入れ、下水汚泥再資源化物を要求水準書に定める規格を満たすように製造しなければならない。下水汚泥再資源化施設に供給された脱水汚泥を受け入れない場合はもとより、下水汚泥再資源化物の規格を満たさない下水

汚泥再資源化物が製造され、これを下水汚泥再資源化物売買契約の定めるところに従って売却できない場合、受け入れた脱水汚泥のみに直接的に起因することを維持管理・運営事業者が明らかにしたときでない限り、本維持管理・運営業務委託契約上の維持管理・運営事業者の債務不履行を構成し、その運搬、保管、再処理その他当該下水汚泥再資源化物の処分並びに下水汚泥再資源化施設の補修、改善等に要する費用、損害等（発注者又は下水汚泥再資源化施設が被った損害等を含む。）の一切は、維持管理・運営事業者が負担するものとする。

2 前項の定めるところに従って脱水汚泥を使用して下水汚泥再資源化物を製造するに当たり、維持管理・運営対象施設の故障、検査、清掃その他の理由により副生成物が発生した場合は、維持管理・運営事業者は搬出及び処分が可能な状態で発注者に引渡すとともに、発注者は維持管理・運営事業者の費用負担で処分する。

（下水汚泥再資源化物の貯留とその安全管理）

第18条 維持管理・運営事業者は、下水汚泥再資源化施設から製造された下水汚泥再資源化物を搬出するまでの貯留については、要求水準書に基づき技術提案書に定めるところに従う。

2 維持管理・運営事業者は、前項に従い貯留した下水汚泥再資源化物の安全性については、要求水準書に基づき技術提案書に定めるところに従って安全対策その他必要な対策を講じなければならない。

（脱水汚泥及び消化ガス）

第19条 発注者は、下水汚泥再資源化施設に供給する脱水汚泥及び消化ガスの質及び量が要求水準書及び技術提案書に示す性状及び供給量の範囲内に留まるよう努めるものとする。発注者は、要求水準書及び技術提案書に示す性状及び供給量の範囲を逸脱する脱水汚泥又は消化ガスが供給され、その処理のために維持管理・運営業務に要する費用が増加したことを維持管理・運営事業者が明らかにしたときは、当該増加費用を負担するものとする。

2 維持管理・運営事業者は、要求水準書及び技術提案書に定める脱水汚泥及び消化ガスに関する条件が満たされている限り、要求水準書及び技術提案書に定める下水汚泥再資源化施設の性能、機能、耐用等（以下「施設性能等」という。）を保証し、契約期間中においてこれを維持する一切の責任を負い、施設性能等が満たされるために必要な措置を維持管理・運営業務の遂行として自己の費用と責任で行う。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により当該条件が満たされない期間においては、維持管理・運営事業者の施設性能等に関する保証及び維持責任は、当該条件の不適合に起因する範囲で免責されるものとする。

（修繕業務）

第20条 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書及び技術提案書に基づき、実施計画書に従い、維持管理・運営対象施設の修繕業務を行い、維持管理・運営対象施設が本維持管理・運営業務委託契約、要求水準書及び技術提案書に定める要件の未充足（以下、かかる未充足を「要求水準未達」という。）とならないようにしなければならない。

2 修繕業務の範囲は、軽微な修繕、定期修繕、突発的故障修繕及び大規模修繕とし、維持管理・運営事業者の責任と費用において実施しなければならない。ただし、突発的故障修繕の原因が発注者の責めにきすべき事由である場合は、当該修繕費用を発注者が負担する。かかる立証責任は、維持管理・運営事業者が負うものとする。

3 維持管理・運営事業者は、突発的故障修繕を除き、実施計画書に記載のない修繕等については、発注者の事前の承諾なく行うことができない。

(免責の否定等)

第21条 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約、維持管理・運営対象施設に関するマニュアル、実施計画書に従い、維持管理・運営業務を実施しなければならない。ただし、維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務を実施した結果、維持管理・運営対象施設が要求水準未達となった場合において、維持管理・運営業務に従い作成したマニュアル、実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(モニタリング等)

第22条 監督員は、業務履行報告書に基づく報告確認に加え、維持管理・運営事業者による維持管理・運営業務の遂行状況等を確認することを目的として、以下に掲げるモニタリングを行う権限を有するものとする。

- (1) 監督員は自らの負担で、維持管理・運営対象施設に係る追加の計測及び分析を行うことができる。
- (2) 監督員は、随時に、維持管理・運営事業者に対して維持管理・運営業務の遂行状況及び維持管理・運営業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- (3) 監督員は、維持管理・運営事業者が導入した監視システムで確認できる全てのデータ及び過去の全てのデータに対し、適時確認が行えるものとする。

2 維持管理・運営事業者は、前項各号に定めるところに従って監督員が実施するモニタリングに協力するものとする。

3 監督員は、第1項の確認を理由として、維持管理・運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

4 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務において要求水準書及び技術提案書に定める基準・要件を満足するとともに、財務状況や技術提案書に記載した実施項目などが的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を監督員に報告するものとする。なお、監督員は、随時に、維持管理・運営事業者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示することができる。

5 発注者は、本条のモニタリングにより確認された維持管理・運営業務の状況について公開することができる。

6 監督員が行うモニタリングは、第三者に委託することができるものとし、第三者に委託する場合、かかる権限は第三者が有するものとする。

(発注者による業務の是正勧告等)

第23条 業務履行報告書、モニタリングその他確認の結果、維持管理・運営事業者による維持管理・運営業務が要求水準未達であると監督員が判断した場合は、監督員は、維持管理・運営事業者に対して、改善その他必要な措置を取るよう命令することができ、維持管理・運営事業者はこれに従い必要な措置を講じなければならないものとする。

2 前項に基づき改善その他必要な措置を講じる場合、これにかかる一切の費用は維持管理・運営事業者が負担するものとする。ただし、不可抗力による場合には第35条の規定に従うものとする。

(正常な運転の回復措置)

第24条 維持管理・運営対象施設のいずれか又は全てが①運転不能となり、②その他要求水準未達となった場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、維持管理・運営事業者に対して改善勧告を行い、改善を完了させるまでの期間（以下「猶予期間」という。）を通知する。猶予期間は、運転不能となり若しくはその他要求水準未達となった日から60日を超えないものとする。ただし、維持管理・運営事業者は、正常な運転ができるよう回復措置を講じるに当たり、60日を超える猶予期間を必要とする場合には、その必要性を合理的に明らかにした上で発注者に対して申し出を行うことができ、発注者は協議に応じるものとする。
- (2) 維持管理・運営事業者は、速やかに改善のための計画を作成し発注者に提出し確認を受けるとともに、猶予期間内に改善を完了させ発注者の確認を受けるものとする。ただし、本号に基づく発注者による改善計画及び改善完了の確認を行ったことをもって、発注者がこれらの完全性を保証するものではなく、維持管理・運営事業者を免責するものでもない。
- (3) 発注者は、別紙2に従い、維持管理・運營業務費の減額の維持管理・運営事業者に対する請求を行うことができる。
- (4) 発注者は、その被った損害が前号に規定する減額分を上回った場合には、前号に加えて、かかる損害を維持管理・運営事業者に対して請求できるものとする。なお、当該損害には、外部委託費用その他の損害や費用の一切が含まれる。ただし、本項②その他要求水準未達となった場合においては、猶予期間内についての損害賠償請求は行わない。
- (5) 発注者は、猶予期間内に改善がなされなかった場合、本維持管理・運營業務委託契約を解除することができる。ただし、維持管理・運営事業者が再び維持管理・運營業務を継続することが事実上不可能であると発注者が合理的に判断した場合には、猶予期間の付与をせず、又は猶予期間中であっても、発注者は本維持管理・運營業務委託契約を直ちに解除することができる。

2 前項にかかわらず、維持管理・運営対象施設のいずれか又は全てが①運転不能となり、②その他要求水準未達となった原因が発注者の責めに帰すべき事由によることを維持管理・運営事業者が立証した場合、前項の規定は適用されず、発注者は、維持管理・運營業務費の減額請求、その他の損害賠償請求を維持管理・運営事業者に対して行うことはできない。

3 第1項にかかわらず、①運転不能となり、②その他要求水準未達となった原因が不可抗力である場合には、第35条の規定に従う。

(臨機の措置)

第25条 維持管理・運営事業者は、不可抗力又は維持管理・運営事業者が維持管理・運營業務を履行する上で、特に必要があると認めるときは、臨機の措置として緊急点検又は応急復旧等を実施しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、維持管理・運営事業者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 維持管理・運営事業者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他本維持管理・運營業務委託契約の履行上特に必要があると認めるときは、維持管理・運営事業者に対して臨機の措置として緊急点検又は応急復旧等の実施す

ることを請求することができる。

- 4 維持管理・運営事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務費の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査等)

第26条 発注者は、必要があると認めるときは、維持管理・運営事業者に維持管理・運営業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は維持管理・運営事業者の維持管理・運営業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

- 2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、維持管理・運営事業者に対し、必要な措置を採ることを請求することができる。

(報告義務)

第27条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) その他維持管理・運営業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

- 2 維持管理・運営事業者は、実施計画書に従った維持管理・運営業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(維持管理・運営業務費の支払)

第28条 発注者は、維持管理・運営事業者に対して、別紙1第1項に記載の算定方法に従い、毎月1回、維持管理・運営業務費を支払うものとする。

- 2 固定費については、維持管理・運営対象施設運転停止の場合でも、これを支払うものとする。
- 3 契約解除等により月の業務期間が1か月に満たないときは、日割計算とする。
- 4 前各項の定めにかかわらず、発注者は、維持管理・運営業務費の支払に当たり、事業契約その他の事由により維持管理・運営事業者から発注者への支払が必要な債務がある場合、当該支払必要額を維持管理・運営業務費から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 5 発注者は、維持管理・運営業務費の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、当該支払期限における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の率による遅延損害金を支払うものとする。
- 6 維持管理・運営業務費の支払予定額は、別紙3「各事業年度における契約金額の支払予定額」に定めるとおりとする。

(維持管理・運営業務費の支払手続)

第29条 維持管理・運営事業者は、第7条の規定により、発注者に対して、業務履行報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、業務履行報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行わなければならない。

- 3 維持管理・運営事業者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに維持管理・運営業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。
- 4 維持管理・運営事業者は、第2項又は第3項の検査に合格したときは、当該履行期間に係る維持管理・運営業務費の支払を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に維持管理・運営業務費を支払わなければならない。

(維持管理・運営業務費の見直し及び精算)

第30条 前2条にかかわらず、発注者及び維持管理・運営事業者は、別紙1第2項記載のとおり、維持管理・運営業務費の見直しを行うものとする。

(一般的損害)

第31条 本維持管理・運営業務委託契約の履行について生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、維持管理・運営事業者がその費用を負担する。ただし、その損害(入札説明書等に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第32条 本維持管理・運営業務委託契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、維持管理・運営事業者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等(発注者が維持管理・運営事業者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。)の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、維持管理・運営事業者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び維持管理・運営事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第33条 維持管理・運営事業者が、その責めに帰すべき事由により本維持管理・運営業務委託契約書に定める履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、維持管理・運営事業者から遅延損害金を徴して、履行期間を延長することができる。

- 2 維持管理・運営事業者が、その責めに帰すべき事由により維持管理・運営対象施設の維持管理・運営業務を維持管理・運営業務開始予定日までに開始することができないことが明らかになった場合において、開始予定日経過後相当の期間内に開始する見込みがあるときは、発注者は、維持管理・運営事業者から遅延損害金を徴して、開始予定日を延長することができる。
- 3 前各項の遅延損害金は、延長期間の日数1日に付き、第1項の場合には発注者が維持管理・

運營業務の未履行部分に相応する維持管理・運營業務費相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とし、前項の場合には維持管理・運営開始予定日を含む事業年度において支払を予定した維持管理・運營業務費相当額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、第1項の延長期間の日数は、延長前の履行期間満了の日から第29条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までとする。

(不可抗力発生時の対応)

第34条 不可抗力が発生した場合、維持管理・運営事業者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第35条 不可抗力の発生に起因して維持管理・運営事業者が損害・損失又は増加費用が発生した場合又は維持管理・運營業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、維持管理・運営事業者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし、維持管理・運営事業者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害（維持管理・運営事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）の状況を確認した上で、不可抗力の判定並びに本維持管理・運營業務委託契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに維持管理・運営事業者と協議するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、発注者が不可抗力であると合理的に判定した場合であって、不可抗力が生じた日から60日以内に本維持管理・運營業務委託契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を維持管理・運営事業者に対して通知し、維持管理・運営事業者は、これに従い維持管理・運營業務を継続するものとし、この場合における損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、当該事業年度における維持管理・運營業務費総額の100分の1に至るまでは、当該損害額及び増加費用額については、維持管理・運営事業者により負担するものとし、これを超える額については発注者により負担されるものとする。

(本維持管理・運營業務委託契約の終了)

第36条 本維持管理・運營業務委託契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、発注者及び維持管理・運営事業者は、本維持管理・運營業務委託契約の終了により、終了時においてすでに本維持管理・運營業務委託契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した本維持管理・運營業務委託契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、本維持管理・運營業務委託契約の終了が、本維持管理・運營業務委託契約終了後も継続することが本維持管理・運營業務委託契約において意図されている発注者又は維持管理・運営事業者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 維持管理・運營業務期間の満了日

(2) 発注者又は維持管理・運営事業者による本維持管理・運營業務委託契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 発注者及び維持管理・運営事業者の間で成立した合意解約の効力発生日

(維持管理・運営業務の引継ぎ等)

第37条 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約の終了に際し、要求水準書及び技術提案書に従って、発注者又は発注者が指定する者に対し、維持管理・運営事業者の費用で維持管理・運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、維持管理・運営事業者は、発注者の要請があるときは、本維持管理・運営業務委託契約の終了日まで（契約解除の場合には、本維持管理・運営業務委託契約の終了日後を含む。）のおおむね3か月程度の期間において、発注者又は発注者が指定する者に対し、維持管理・運営対象施設の維持管理・運営業務に必要な技術指導を行うものとする。

2 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務期間終了の日の5年前までに発注者と協議を開始し、発注者が維持管理・運営業務期間の終了後の維持管理・運営対象施設の維持管理・運営方法について検討するに当たっては、かかる検討に協力するものとする。

(引渡し義務)

第38条 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は維持管理・運営対象施設の全ての施設が要求水準書に定める要求水準を発揮できる機能を有し、事業終了後1年以内は大規模修繕又は不可抗力以外の不測の更新及び修繕等を要することのない状態にて、発注者に維持管理・運営対象施設を引き渡さなければならない。このとき維持管理・運営事業者が管理していた物品その他の取扱いについては、発注者と維持管理・運営事業者が協議の上、決定するものとする。

2 維持管理・運営業務期間終了後から1年の間に維持管理・運営対象施設について、設備の更新又は修繕が必要になった場合、発注者は維持管理・運営事業者に対し、以下に掲げるいずれかの請求を行うことができる。

(1) 維持管理・運営事業者の費用による改善等必要な対応の請求

(2) 前号に定める請求によって生じた損害の賠償の請求

(3) 前各号に定める請求の両方の請求

3 契約解除により本維持管理・運営業務委託契約が終了する場合は、当該契約の終了日の90日前から当該契約の終了日までの間において、発注者及び維持管理・運営事業者は、双方立会いのもと、維持管理・運営対象施設について、施設機能確認を実施し、要求水準書及び技術提案書に示す条件を満足していることを確認する。

4 維持管理・運営事業者は前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から10日以内に発注者に提出しなければならない。

5 発注者は、前項の施設機能確認報告書の承諾を行うにあたり、維持管理・運営対象施設に要求水準未達があると認めた場合、要求水準書及び技術提案書所定の基準をすべて満たすために必要な修繕、補修、更新その他の措置を講じることを維持管理・運営事業者に求めることができるものとし、維持管理・運営事業者は、その責めに帰すべからざる場合を除き、維持管理・運営事業者の費用と責任でこれに応じた上で、かかる対応に関して講じた改善措置等の内容とその後の機能確認結果を記載した施設機能改善報告書を作成し、速やかに発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

(談合行為等の措置)

第39条 発注者は、維持管理・運営事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本維持管理・運営業務委託契約を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、本維持管理・運営業務委託契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、維持管理・運営事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 本維持管理・運営業務委託契約に係る入札に関して、維持管理・運営事業者（維持管理・運営事業者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他本維持管理・運営業務委託契約に係る入札に関して、維持管理・運営事業者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
- (4) 本事業に係る入札に関して、維持管理・運営事業者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 維持管理・運営事業者は、前項の規定による本維持管理・運営業務委託契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 維持管理・運営事業者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、別紙3「各事業年度における契約金額の支払予定額」のうち最も高い額の合計の10分の2（同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本維持管理・運営業務委託契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 前項の規定による損害金の請求を行う場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は維持管理・運営事業者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(発注者の解除権)

第40条 発注者は、維持管理・運営事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本維持管理・運営業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における維持管理・運営業務の不履行が、本維持管理・運営業務委託契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、維持管理・運営業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に維持管理・運営業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に維持管理・運営業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、本維持管理・運営業務委託契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本維持管理・運営業務委託契約を解除することができる。

- (1) 維持管理・運営業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
 - (2) 第4条第2項から第4項までの規定に違反したとき。
 - (3) 維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 維持管理・運営事業者の維持管理・運営業務の一部の履行が不能である場合又は維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本維持管理・運営業務委託契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 維持管理・運営業務の性質や維持管理・運営事業者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本維持管理・運営業務委託契約をした目的を達することができない場合において、維持管理・運営事業者が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても本維持管理・運営業務委託契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者に本維持管理・運営業務委託契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
 - (9) 維持管理・運営事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 警察等捜査機関からの通報等により、維持管理・運営事業者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - ウ 維持管理・運営事業者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が維持管理・運営事業者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、維持管理・運営事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 維持管理・運営事業者は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による本維持管理・運営業務委託契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 維持管理・運営事業者は、第1項若しくは第2項第2号から第9号までの規定により本維持管理・運営業務委託契約を解除されたとき又は次の各号に掲げる者が本維持管理・運営業務委託契約を解除したときは、別紙3「各事業年度における契約金額の支払予定額」のうち最も高い額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 維持管理・運営事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 維持管理・運営事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 維持管理・運営事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除後の処理)

第41条 維持管理・運営事業者は、前2条の規定により本維持管理・運営業務委託契約が解除された場合は、解除の日までに履行した維持管理・運営業務の内容を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する維持管理・運営業務費相当額を維持管理・運営事業者を支払わなければならない。

(契約保証金)

第42条 維持管理・運営事業者は、引継ぎ期間を除く維持管理・運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始する日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本維持管理・運営業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) 本維持管理・運営業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、別紙3「各事業年度における契約金額の支払予定額」のうち最も高い額の10分の1に相当する額以上としなければならない。

3 維持管理・運営事業者が第1項第3号又は第4号の保証を付す場合は、当該保証は第40条第4項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、維持管理・運営事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 維持管理・運営業務費の変更があった場合には、保証の額が変更後の別紙3「各事業年度における契約金額の支払予定額」のうち最も高い額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、維持管理・運営事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 第40条第4項に基づき違約金が発生する場合において、本条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を

もって同項の違約金に充当することができる。

(維持管理・運営事業者の解除権)

第43条 維持管理・運営事業者は、発注者が本維持管理・運營業務委託契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、維持管理・運営事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合又は発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、本維持管理・運營業務委託契約の全部を解除することができるものとする。

2 維持管理・運営事業者は、前項の規定により本維持管理・運營業務委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(暴力団からの不当介入の排除)

第44条 維持管理・運営事業者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 維持管理・運営事業者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 維持管理・運営事業者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と維持管理・運營業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 維持管理・運営事業者は、発注者との維持管理・運營業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

5 維持管理・運営事業者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 維持管理・運営事業者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と維持管理・運營業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

(保険)

第45条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運營業務に関連して発生した事故により第三者に身体的又は財産的損害を与えた場合に備え、要求水準書に定めるところにより、第三者損害賠償保険（これに相当する保険その他同等の補償を内容とする保険契約を含む。）に付さなければならない。

2 維持管理・運営事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 維持管理・運営事業者は、維持管理・運營業務に関連して発生した事故により第三者に身体的又は財産的損害を与えた場合に備え、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(維持管理・運営事業者の請求による履行期間の延長)

第46条 維持管理・運営事業者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に維持管理・運営業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(住民対応等)

第47条 維持管理・運営事業者は、本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議・調整を行う協議会等が設置された場合には、自らの費用でこれに参加し必要な役割を担うものとする。

2 維持管理・運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情に対する一時対応を自らの費用で行うとともに、発注者がこれに対応する際には必要な協力を行うものとする。

(発注者による維持管理・運営業務の執行)

第48条 維持管理・運営事業者が、維持管理・運営業務を履行する見込みがないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、発注者は、維持管理・運営事業者の負担でこれを執行することができる。この場合において、維持管理・運営事業者は、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(特許権等の使用)

第49条 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、維持管理・運営事業者の責任で取得するものとする。

2 発注者は、維持管理・運営対象施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な維持管理・運営事業者が有する特許権等は無償で自由に自ら及び第三者を介して実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲で本維持管理・運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。

3 維持管理・運営事業者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はそのおそれがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。

4 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務費は、第1項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第6項の規定に基づく著作権及びその他の知的財産権の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が維持管理・運営事業者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を維持管理・運営事業者に請求しない。

5 発注者が、本維持管理・運営業務委託契約に基づき維持管理・運営事業者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。

6 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約に基づき維持管理・運営事業者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

7 発注者は、本維持管理・運營業務委託契約に基づき維持管理・運営事業者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本維持管理・運營業務委託契約の終了後も存続するものとする。

8 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営事業者又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(技術革新等)

第50条 維持管理・運營業務の期間中、本維持管理・運營業務委託契約に関連して、技術革新等により要求水準書及び技術提案書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 発注者は、本維持管理・運營業務委託契約締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化など発注者及び維持管理・運営事業者が本維持管理・運營業務委託契約の締結時点に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書及び技術提案書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書及び技術提案書の変更が相当と認められる場合には、その変更を維持管理・運営事業者に求めることができるものとする。

(2) 維持管理・運営事業者は、前号の規定による発注者の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。

(3) 発注者及び維持管理・運営事業者は、協議の上、要求水準書及び技術提案書を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。また、かかる変更により維持管理・運営事業者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、維持管理・運營業務費を減額するものとする。

(4) 前号の規定による協議が協議開始の日より60日以内に整わない場合には、発注者が定め、維持管理・運営事業者に通知する。

2 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運營業務委託契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）、要求水準書及び技術提案書の変更を発注者に求めることができる。かかる場合、発注者は、維持管理・運営事業者との協議に応じなければならない。かかる協議が整った場合、要求水準書及び技術提案書の変更を行うものとし、かかる変更により追加費用が生じた場合には、維持管理・運営事業者が負担する。この場合の維持管理・運營業務費の支払額の変更については、発注者及び維持管理・運営事業者の合意したところによる。

3 要求水準書及び技術提案書を変更するときは、発注者及び維持管理・運営事業者で協議の上、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、維持管理・運営事業者が技術提案書、維持管理・運営対象施設に関するマニュアル、実施計画書をそれぞれ適切に変更する。

(秘密保持等)

第51条 発注者と維持管理・運営事業者は、本維持管理・運營業務委託契約又は維持管理・運營業務に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下個別に又は総称して「秘密情報」という。）を秘密として保持し、責任をもって管理し、本維持管理・運營業務委託契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なしに第

三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に、発注者又は維持管理・運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び維持管理・運営事業者が、本維持管理・運営業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者と維持管理・運営事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務に関与した者に開示する場合
- (5) 発注者が市議会に開示する場合
- (6) 発注者が、維持管理・運営対象施設の維持管理・運営業務を維持管理・運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の維持管理・運営事業者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本維持管理・運営業務委託契約又は維持管理・運営業務に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 維持管理・運営事業者は、本維持管理・運営業務委託契約又は維持管理・運営業務に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、本維持管理・運営業務委託契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(補則)

第52条 本維持管理・運営業務委託契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と維持管理・運営事業者とが協議して、これを定める。

(以下余白)

別紙1 維持管理・運營業務費について（第28条から第30条関係）

1. 維持管理・運營業務に係る費用及び算定方法

維持管理・運營業務に係る費用及び算定方法は表1-1のとおりとする。

表1-1 固定費及び変動費

項目	算定方法
固定費 ^{※4}	各支払期の支払金額 = 各支払年度の対象費用の合計金額 ÷ 12 (月) ^{※1}
	大規模修繕費は、維持管理・運營業務期間にわたり維持管理・運營業務事業者の技術提案書の内容に従って実施された業務実績に基づき、年度末に1回支払う。
変動費	各支払期の支払金額 = 各支払期の脱水汚泥の実処理量(実績値) (wet-t) ^{※2} × 提案単価 (円/wet-t) ^{※3}

※1 千円未満の端数は、当該年度の最終月にて調整する。

※2 脱水汚泥の実処理量¹は、湿潤重量 (wet-t) で算出し、小数点以下は切捨てとする。これを基に算出した金額は、1円未満を切り捨てて算定する。

※3 提案単価は、維持管理・運營業務事業者が提案する。ただし、市場価格等により発注者が妥当性を判断する。

※4 その他の経費のうち、既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事施工期間中の脱水汚泥運搬・処分費は、実際の脱水汚泥運搬・処分量による変動費とし、当該脱水汚泥運搬・処分にかかる費用は発注者が維持管理・運營業務事業者に別途請求する。ただし、実際の脱水汚泥運搬・処分量が維持管理・運營業務事業者が提案する脱水汚泥量を上回る場合は、維持管理・運營業務事業者が提案した脱水汚泥量による脱水汚泥運搬・処分費を支払うものとする。

2. 物価変動による改定

(1) 見直しの対象

維持管理・運營業務費について一定以上の物価変動が生じた場合、翌年度以降の維持管理・運營業務費を見直すことができる。

なお、維持管理・運營業務費のうち消費税及び地方消費税を除いた部分を対象として行う。

(2) 見直しの条件

各費用項目に対応する指標により算定した翌年度以降の維持管理・運營業務費の合計と、前回見直し時の指標により算定した翌年度以降の維持管理・運營業務費の合計との変動率が±1.5%を超える場合に見直しを行うものとする。

¹ 実処理量とは、下水汚泥再資源化施設に設置した計装設備において、本市から受け入れた脱水汚泥量計量した値をいう。

(3) 見直し時期

毎年10月に翌年4月から始まる翌年度の維持管理・運營業務費の見直しについて、発注者及び維持管理・運営事業者で協議するものとする。かかる協議のため、維持管理・運営事業者は必要な期間における物価変動指標について調査し、発注者に提出するものとする。

(4) 例外的な見直し方法の採用

下記(5)による見直し方法が適当でないと発注者が認めた費用項目については、発注者と維持管理・運営事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとする。

なお、その他の経費の既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事施工期間中の脱水汚泥運搬・処分費単価は、発注者が場外搬出先と契約した契約単価に見直すものとする。

(5) 算定式

次式に従って、当該年度の各費用項目に係る変化率を基に、各費用項目の費用から翌年度以降の本維持管理・運營業務費の合計金額を算出する。

$$Y = X \times (\text{変化率})$$

ここに、Y : 見直し後の維持管理・運營業務費の合計

X : 見直し前の維持管理・運營業務費の合計

なお、各費用項目に対応する指標の変化率は、以下の数式により算出する。

(変化率) = 当該年度の指標 / 前回見直し時の指標

ここに、変化率 : 各費用項目に係る変化率 (小数第2位未満切り捨て)

当該年度の指標 : 各費用項目に係る当該年度の指標の直近の12か月平均値

前回見直し時の指標 : 各費用項目に係る前回見直し時の指標 (初回の見直しにおいては入札時の直近の12か月平均値)

上式により算出した各費用項目のYとXとの差額が、後者の±1.5%を超える場合は、Xの維持管理・運營業務費を見直すものとし、Yの維持管理・運營業務費を採用し、Yに基づく各年度の支払いを行う。

また、上記差額が±1.5%を超えない場合は、翌年度以降の各年度の維持管理・運營業務費はXのままとし、見直しは行わない。

維持管理・運營業務費に対応する指標の変化率については、表1-2のとおりとする。

表 1 - 2 固定費及び変動費の物価変動指標

固定費	人件費	毎月勤労統計調査／産業別賃金指数（現金給与総額）／調査産業計（厚生労働省）
	修繕費	国内企業物価指数／はん用機器（日本銀行調査統計局）
	大規模修繕費	国内企業物価指数／はん用機器（日本銀行調査統計局）
変動費	電気料金 ^{※1}	①各年度の9月30日までの直近12か月に維持管理・運営事業者が請求された電気料金（基本料金を除く電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額とする。）の総額を当該請求期間における維持管理・運営事業者の使用電力量で除した数値 ②契約電力会社との電気料金改定において、電気料金改定時までの直近12ヶ月の電気料金の総額を当該請求期間における維持管理・運営事業者の使用電力量で除した数値
	水道料金	各年度の9月末日までの直近12か月に維持管理・運営事業者が請求された水道料金（基本料金分は含まず、従量料金分のみとする。）の総額を当該請求に係る期間における維持管理・運営事業者の使用水量の総量で除した数値
	補助燃料費（A重油等）	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品のうち適切な燃料種類
	薬品費	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く国内企業物価指数／化学製品のうち適切な薬品種類

※1 電気料金は、①又は②の変動率の絶対値が大きい方を指標値として採用する。

別紙2 要求水準未達の場合の減額（第24条関係）

（1）運転不能又は重大な要求水準未達の場合の減額

維持管理・運営事業者が維持管理・運営業務において、維持管理・運営対象施設が運転不能となった場合又は重大な要求水準未達が発見された場合は、第24条第1項第1号の改善に要する期間に対して猶予期間を定めたにもかかわらず、当該猶予期間内に改善が完了しないときは、当該猶予期間経過の日から改善が完了するまでの間、次式に従って、当該日数に対応する維持管理・運営業務費を減額することができる。

また、当該金額に1円未満の端数があるときは切上げとする。

維持管理・運営業務費の減額＝（毎年の維持管理・運営業務費合計²÷365日）×（要求水準未達日数³）

なお、重大な要求水準未達とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 公衆の安全又は健康に被害を及ぼした場合
- ② 維持管理・運営対象施設の継続的かつ安定的な利用が著しく阻害される場合
- ③ 環境基準その他法令で定められた基準に適合せず、行政指導や法的措置を受ける場合
- ④ 西部水資源再生センターの維持管理又は処理に支障を及ぼす場合
- ⑤ 発注者が特に重要と指定した要求水準に関して未達が生じた場合（この項目及び内容については、本事業の契約協議時に決定する）

（2）要求水準未達の場合の減額

第24条第1項に規定する②その他要求水準未達となった場合は、第24条第1項第1号の改善に要する期間に対して猶予期間を定めたにもかかわらず、当該猶予期間内に改善が完了しないときは、当該猶予期間経過の日から改善が完了するまでの間、次式に従って、当該日数に対応する維持管理・運営業務費の5%を減額することができる。

また、当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。

維持管理・運営業務費の減額＝（毎年の維持管理・運営業務費合計²÷365日）×（要求水準未達日数³）×5%

² 毎年の維持管理・運営業務費の合計とは、固定費及び変動費の合計をいう。ただし、大規模修繕費を除く。

³ 要求水準未達日数とは、要求水準未達が発生した日から再び要求水準を満足した運転ができるよう回復したことを発注者が確認した日の前日までの日数をいう。

別紙3

各事業年度における契約金額の支払予定額

年度	支払予定額
2032年度(令和14年度)	円 (円)
2033年度(令和15年度)	円 (円)
2034年度(令和16年度)	円 (円)
2035年度(令和17年度)	円 (円)
2036年度(令和18年度)	円 (円)
2037年度(令和19年度)	円 (円)
2038年度(令和20年度)	円 (円)
2039年度(令和21年度)	円 (円)
2040年度(令和22年度)	円 (円)
2041年度(令和23年度)	円 (円)
2042年度(令和24年度)	円 (円)
2043年度(令和25年度)	円 (円)
2044年度(令和26年度)	円 (円)
2045年度(令和27年度)	円 (円)
2046年度(令和28年度)	円 (円)
2047年度(令和29年度)	円 (円)
2048年度(令和30年度)	円 (円)
2049年度(令和31年度)	円 (円)
2050年度(令和32年度)	円 (円)
2051年度(令和33年度)	円 (円)
2052年度(令和34年度)	円 (円)
2053年度(令和35年度)	円 (円)
2054年度(令和36年度)	円 (円)

※ () 内は消費税額及び地方消費税額